



26財記念第99号
平成26年11月4日

関係都道府県・政令指定都市教育委員会
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長
高橋 宏



(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣については、これまで各都道府県・政令指定都市で積極的に対応していただいております。深く感謝申し上げます。

皆様方のおかげをもちまして、防災集団移転事業等の住宅再建事業に伴う発掘調査については、一部の地域を除き、平成26年度中に発掘調査がおおむね終了する見込みです。しかし岩手県、宮城県及び福島県では、平成27年度においても、ほ場整備事業、道路建設等のインフラ整備事業等の復興事業に伴う発掘調査の実施が見込まれており、今般、三県から文化庁に、平成27年度上半期の職員派遣について要請がありました。

被災地の迅速な復旧・復興のための埋蔵文化財発掘調査の対応は極めて重要となっています。三県におきましても、復興事業に対応するための人員の確保に御尽力いただいているところですが、事業量が多いことから、十分な対応が未だ困難な状況です。そこで、職員の派遣については是非御検討いただきたく、別添1の「調査票様式」に必要事項を記入の上、11月25日（火）までに下記署名先に御回答いただくようお願いいたします。記入に当たっては、別添2の「派遣に関する留意事項等」を御参照ください。

なお、各都道府県教育委員会においては、貴管下の市区町村教育委員会に照会いただき、市区町村教育委員会の回答を取りまとめの上、貴委員会分と合わせて御回答くださるようお願いいたします。

被災地の迅速な復旧・復興のために、皆様の積極的なお力添えを何とぞお願い申し上げます。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

埋蔵文化財部門 林 正憲 (内線2879)

企画調整係 田村 謙治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(夜間直通) 03-6734-4760

F A X： 03-6734-3822

E-mail：mhayashi@bunka.go.jp (調査票回答先)

派遣予定職員等に関する調査

1. 当調査票連絡先

- (1) 地方公共団体名
- (2) 担当部署
- (3) 担当者名(ふりがな)
- (4) 電話番号
- (5) Fax
- (6) E-mail

2. 平成27年度の派遣について

平成27年度に派遣可能な者について派遣可能な期間等を御記入ください。

※都道府県においては、各市に照会の上、取りまとめをお願いいたします(政令指定都市分については不要です)。

※政令指定都市においては、同市についての御回答のみで結構です。

※派遣可能な者を記入する場合は1名ごとに行を変えて御記入ください。

※平成26年度にすでに被災地への派遣を行われ、27年度も引き続き派遣する場合も御回答ください。

※都道府県につきましては、被災市町村への職員派遣の可否を「市町村への派遣」欄にご記入下さい。

	地方公共団体名	派遣期間(○月から○月まで)	平成27年度下半期以降の派遣見込み(自由回答)	市町村への派遣			要望事項等(自由回答)
				可		否	
				調査のみ	調整含		
例	××県	平成27年4月から平成28年3月までの1年間	平成27年度10月から1名追加派遣可能	○			市町村への派遣については具体的な条件を確認した上で判断したい
例	××市	平成27年10月から平成27年12月までの3か月間	平成28年度4月から1名派遣可能	/	/	/	〇〇市への派遣を希望する
1							
2							
3							
4							

派遣に係る留意事項等（中長期派遣）

1 派遣の種類

本派遣は、災害復旧に伴い、地方自治法第252条の17の規定に基づくものを想定しています。

2 三県からの要望

(1) 発掘調査の内容

- ・防災集団移転事業等の住宅再建事業に伴う発掘調査については、一部の地域を除き、平成26年度中に発掘調査がおおむね終了する見込みです。
- ・平成27年度の発掘調査は、ほ場整備事業、道路建設等のインフラ整備事業が中心になる見込みです。

(2) 派遣先及び業務

- ・専門職員の派遣先は、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会及び域内の市町村教育委員会となります。派遣後、基本的に発掘調査に従事していただくこととなりますが、市町村の中には発掘調査に先立つ調整等の業務に携わって頂きたい旨の要望もあります。

※復興事業の進捗は、市町村によって違いがあるため、発掘調査も特定の市町村に集中する見込みです。

(3) 各職員の派遣希望期間

- ・平成27年4月1日～28年3月31日
- ・都道府県及び政令指定都市につきましては、発掘調査から報告書作成までの一貫した作業遂行の観点から、可能な限り1年間の派遣をお願い致します。
- ・市町村につきましては、派遣期間は基本的に問いませんので、派遣が可能な限り、数ヶ月の派遣をお願いいたします。ついては、その時期を具体的にご記入下さい（平成27年10月～12月まで 等）。

3 派遣希望職員数と具体的な業務内容

(1) 総人数

平成27年度 上半期

46 名

※平成27年度上半期の人数については、平成27年度における総数です。平成26年度に派遣されている人数から更に追加される人数ではありません。

※今後も事業計画の変動が予想され、人数は流動的であることを御了解ください。

(2) 内訳と組織別の具体的な業務内容

別添3のとおり

4 回答に当たっての留意事項

(1) 回答全般について

- ・派遣可能な者を記入する場合は1名ごとに行を変えて御記入ください。
- ・都道府県につきましては、市町村への派遣の可否についてもお聞かせください。
なお、市町村への派遣に際しては、業務内容を発掘調査のみと調整業務を含むに区分しておりますので、いずれかに○を付けて下さい。

(2) 平成27年度下半期以降の派遣の見込みについて

可能であれば、中長期（平成27年度下半期から平成28年度）の派遣の見込みを御記入ください（平成27年度下半期から派遣が可能、平成28年度から1名程度なら可能など）。平成27年度下半期以降の派遣については改めて本調査と同様の調査を行います（この回答で確定ではありません）。

(3) その他

各都道府県等の事情で、特に派遣先や条件等について要望事項、留意事項等がありましたら、要望事項等の欄に御記入ください。ただし、要望派遣者数が多いため、要望等に沿えない場合も予想されますので、あらかじめ御了承願います。

5 その他

- ・派遣先は、文化庁と岩手県、宮城県及び福島県で調整して決定します。その後、派遣元と派遣先のそれぞれの県・市において派遣に関する協定等を締結することになります。
- ・東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成25年3月15日付け24庁財第737号 別添4）で依頼いたしました職員の短期出張による応援等については、引き続き特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。

内訳と組織別の具体的な業務内容

1. 岩手県教育委員会及び域内市町村

専門職員 18名

○岩手県教育委員会

- ・域内市町村が主体となる復興事業に係る発掘調査の支援業務

○山田町教育委員会

- ・住宅再生事業等に係る試掘調査及び復興事業計画との調整業務
- ・対象地区 6地区（住宅再生事業のみ）

○大槌町教育委員会

- ・住宅再生事業等に係る試掘調査及び個人住宅建設に係る本発掘調査等
- ・対象地区 6地区（住宅再生事業のみ）事業進捗率 55%

○宮古市教育委員会

- ・市復興道路事業に係る試掘調査及び本発掘調査等
- ・個人住宅建設に係る本発掘調査

○大船渡市教育委員会

- ・住宅再生事業等に係る試掘調査及び個人住宅建設に係る本発掘調査等
- ・対象地区 6地区（住宅再生事業のみ）事業進捗率 70%

○釜石市教育委員会

- ・住宅再生事業等に係る試掘調査
- ・対象地区 7地区（住宅再生事業のみ）事業進捗率 68%

○陸前高田市教育委員会

- ・住宅再生事業等及び復興関連民間開発事業に係る本発掘調査等
- ・対象地区 3地区（住宅再生事業のみ）

2. 宮城県教育委員会及び域内市町村

専門職員 22名，調査+事務職員 2名 計 24名

○宮城県教育委員会

- ・域内市町村が主体となる復興事業に係る発掘調査の支援業務

○山元町教育委員会

- ・大規模土地区画整理事業，ほ場整備事業，民間土砂採取事業等多数
- ・発掘調査の他，調整業務についても要望

○名取市教育委員会

- ・大規模ほ場整備事業に伴う発掘調査

○気仙沼市教育委員会

- ・住宅再生事業等に係る試掘調査及び個人住宅建設に係る本発掘調査等

○多賀城市教育委員会

- ・大規模ほ場整備事業に伴う発掘調査
- その他の市町村
 - ・南三陸町，女川町，石巻市，東松島市

3. 福島県教育委員会及び域内市町村

専門職員 4名

- 福島県教育委員会
 - ・域内市町村が主体となる復興事業に係る発掘調査の支援業務
- 南相馬市教育委員会
 - ・ほ場整備事業等に係る試掘調査及び個人住宅建設に係る本発掘調査等

4. 備考

- 市町村の並び順は，現時点で派遣の見込みがたっていない市町村うち，平成27年度における事業量が多い順になっています。
- 都道府県と市町村への人数の配分は，派遣可能と回答いただいた地方公共団体の割合等を勘案し，調整させていただきます。
- 福島県内市町村の中には，原発事故のため復興事業計画を現在，策定中の市町村や線量の関係で他の自治体に支援を求めることができない市町村があり，派遣希望人数が少なくなっていますが，復興事業が収束しているわけではありません。
- 岩手県及び福島県では，法人調査組織の職員の受け入れも希望しています。

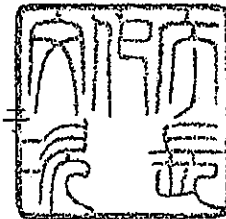


24庁財第737号

平成25年3月15日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長
河村 潤



(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について、「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号）」及び「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成24年9月27日付け24庁財第414号）」による依頼に関し、これまでの積極的な御協力に感謝申し上げます。

このたび、埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、岩手県、宮城県及び福島県からの要望も踏まえ、以下について、御協力いただきたいと考えております。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市区町村の教育委員会に周知いただき、協力に向け御尽力くださいますよう、お願いします。

記

1. 派遣職員による発掘調査に関する報告書の作成への支援

被災地において派遣職員が行った発掘調査について、派遣期間内に当該発掘調査に関する報告書の作成まで至らない場合も想定されます。

職員派遣を行っていただいた都道府県等教育委員会におかれては、派遣先地方公共団体の求めに応じて、派遣職員がその派遣期間終了後も報告書の作成を支援できるよう、協力をお願いします。

2. 埋蔵文化財発掘調査における民間会社の活用に向けての支援

埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、測量の実施、重機や作業員の確保及び管理について民間会社の活用も考えられますが、地域によってはその具体的な方法に関する知見や経験が少ないことが課題となっています。

このような業務に関する知見や経験を有する都道府県等教育委員会におかれては、民間会社の活用に関し、被災地の教育委員会の求めに応じ、担当職員の出張による応援等の協力をお願いします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

総行公第15号
平成24年2月24日

各都道府県知事
(人事担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市市長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部長

東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東日本大震災による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところであり、深く感謝申し上げます。

被災地方公共団体においては、各地方公共団体からの人的支援を得ながら、懸命に復旧・復興事業を進めているところですが、本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するため、平成24年度においては広範な職種にわたって職員不足が避けられない状況にあります。

各地方公共団体におかれては、被災地方公共団体の窮状をご賢察いただき、被災他地方公共団体に対する人的支援について、下記の事項に留意し、なお、一層のご理解とご協力を賜りますとともに、被災地方公共団体におかれても、下記の事項を参考にさせていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受け入れ経費（給料、各種手当、赴任・帰任等の旅費、共済等負担金、宿舍借上費等の派遣職員の受け入れに要する経費）については、その全額を特別交付税により措置することとしております。
2. 被災地方公共団体における本格的な復旧・復興に係る事務量の増大への対応としては、別紙のとおり、他の団体からの職員の派遣の他、任期の定めのない常勤職員の採用、再任用職員の採用、必要な期間における任期付職員の採用が考えられるところです。

なお、被災地方公共団体において東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を特別交付税により措置することとしておりますので申し添えます。

併せて、雇用創出基金事業を活用して臨時・非常勤職員を採用することができることを申し添えます。

- 被災地方公共団体に人的支援を行う団体においては、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等も考えられるところであり、別紙の内容も参考にしながら、更なる職員派遣についてご検討をお願いいたします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、西巻

電 話 03—5253—5542

FAX 03—5253—5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

(別紙) 本格的な復旧・復興に係る事務量の増大へ対応するための職員の派遣以外に考えられる職員の確保策について

1 被災地方公共団体における職員採用の手法及び留意事項

①任期の定めのない常勤職員の採用（地方公務員法第17条）

新卒者を中心とした採用以外に、経験者を中心とした中途採用を行うことが考えられる。

②再任用職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用し、その経験を活用することが考えられる。

③任期付職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条）

震災からの復旧・復興に係る事業については、任期付職員法第4条第1項に定める要件に当てはまるものであり（第5条第1項に定める短時間勤務職員においても同じ。）、年齢に関わらず本人の能力に応じて任期付職員の採用が可能である。また、任期付職員の採用においては、専門的な知識と経験を有する退職した元職員を活用することも考えられる。

特に市町村においては、任期付職員法に基づく条例を制定していない団体が多いことから、既に総務省から示している条例（例）（別添参照）を参考に条例を制定し、積極的に活用いただきたい。

④臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

※ ①～③に要する経費についてはその全額を特別交付税により措置することとしている。また、④については雇用創出基金事業を活用することができる。

2 被災地方公共団体に人的支援を行う団体における対応方法及び留意事項

①再任用職員の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用することも考えられる。

また、採用した元職員を被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

②任期付職員（常勤）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条）

任期付職員法第4条第2項に基づき、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、任期付職員の採用を行うことも可能である。

また、任期付職員法第4条第1項に基づき採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

任期付職員の留意事項等については、1③も参照のこと。

③臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

○一般職の任期付職員の採用に関する条例（例）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇年〇月〇日〇〇県条例第〇号）第〇〇条〔職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年八月五日付け自治能第六十五号）第十八条相当規定〕の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 〇〇県〇〇計画に基づき平成〇〇年までに期間を限定して実施する〇〇業務に従事させる場合

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条から第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。